

議案第91号

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成23年11月24日提出

入間市長 木下 博

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を見直したいので、この案を提出するものである。

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

入間市国民健康保険税条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「41万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「11万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「7万円」を「12万円」に改める。

第21条中「41万円」を「51万円」に、「11万円」を「14万円」に、「7万円」を「12万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の入間市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

資料 1

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 改正の理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、法定賦課限度額と当市の賦課限度額との差が拡がり、賦課限度額の見直を行ないたいため。

2 改正の内容

平成24年度以降の賦課限度額を下記の改正案のとおり変更したいものです。

区分	現行	改正案	法定賦課限度額
医療給付分	41万円	51万円	51万円
後期高齢者支援金等分	11万円	14万円	14万円
介護納付金分	7万円	12万円	12万円
計	59万円	77万円	77万円

資料 2

入間市国民健康保険税条例新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 第 1 項省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>51 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14 万円</u> とする。</p> <p>4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>12 万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>12 万円</u> とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 第 1 項省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>41 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>41 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>11 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>11 万円</u> とする。</p> <p>4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>7 万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>7 万円</u> とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2</p>

改正案	現 行
<p>項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>12万円</u>を超える場合には、<u>12万円</u>)の合算額とする。</p>	<p>項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>41万円</u>を超える場合には、<u>41万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>11万円</u>を超える場合には、<u>11万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>7万円</u>を超える場合には、<u>7万円</u>)の合算額とする。</p>